

橋本市子ども・子育て会議 委員名簿

資料1

委嘱期間：令和3年2月10日～令和5年2月9日

敬称略

	区分	人数	団体名	役職名等	委員名(敬称略)
1	市民公募	2名	—	公募委員	佐々木 詩織
			—	公募委員	戸島 浩子
2	保育園保護者代表	1名	橋本市保育園こども園保護者会連合会	会長	関口 武志
3	幼稚園保護者代表	1名	橋本市幼稚園PTA(柱本幼稚園PTA代表)	会長	市川 康恵
4	保育園経営者代表	1名	社会福祉法人 白鳩会 あやの台保育園	園長	武藤 廣茂
5	学識経験者 (こども園経営者代表)	1名	社会福祉法人 顕陽会	顧問	佐々木 和代
6	学識経験者	1名	和歌山大学	准教授	古井 克憲
7	社会福祉関係団体 代表	2名	橋本市民生委員児童委員協議会	会長	奥村 里枝子
			橋本市母子保健推進員会	会長	小弓場 小夜
8	学童保育関係者	1名	橋本市学童保育連絡協議会	代表	守安 久美
9	地域子育て支援者 代表	1名	特定非営利活動法人 橋本おやこNPO	理事長	前迫 早苗
10	発達支援事業関係者	1名	社会福祉法人 桃郷 つくしんぼ園	園長	植田 京子
11	指定管理者(公設民営) 代表	1名	社会福祉法人子どもの家福祉会 橋本こども園	園長	野上 紀代
12	行政	2名	橋本市健康福祉部	部長	吉田 健司
			橋本市教育委員会	部長	阪口 浩章
	計	15名			

事務局：健康福祉部 こども課

橋本市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日
条例第 32 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条

第 1 項の規定に基づき、橋本市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げる事項に関し、必要に応じて市長に意見を述べること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期

は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見

若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密保持)

第 8 条 委員及び前条の規定により会議に出席した関係者は、会議で知り得た秘密及び個人

情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮っ

て定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。